



15保生第64-15号

医療用具販売業届出済証

氏名（法人にあつては名称）

株式会社 リバー・メディック

営業所の名称

株式会社 リバー・メディック

営業所の所在地

長野市稲葉2060-1

薬事法第39条第1項の規定に基づく
医療用具販売業の届出をした者である
ことを証明する。

平成15年 9月 1日

長野市長 鷺澤 正



販売（賃貸）する医療用具の類別

器具器械

- 一 医療用殺菌水装置
- 二 麻酔器並びに麻酔器用呼吸器及びガス吸引かん（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 麻酔器用呼吸回路（滅菌されたものを除く。）
 - (2) 麻酔器用呼吸器
- 三 呼吸補助器（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 人工呼吸器用呼吸回路（滅菌されたものを除く。）
 - (2) 人工呼吸器用マスク（滅菌されたものを除く。）
 - (3) 酸素吸入用マスク（滅菌されたものを除く。）
 - (4) 人工鼻（滅菌されたものを除く。）
 - (5) 酸素補給用鼻カニューレ（滅菌されたものを除く。）
- 四 内臓機能代用器（人工心臓弁サイザーを除く。）
- 五 保育器（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 開放式保育器
 - (2) 簡易型運搬用保育器
- 六 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管（次に掲げるものを除く。）
 - (1) フィルムチェンジャ
 - (2) ブッキー装置
 - (3) 医療用自動現像装置
 - (4) 歯科用自動現像装置
 - (5) 画像診断用イメージャ
 - (6) 患者固定具
 - (7) 放射線用フィルムカセット
 - (8) エックス線用グリッド
 - (9) 医療用エックス線管装置
 - (10) 医療用エックス線可動絞り
 - (11) 医療用エックス線高電圧装置
 - (12) 医療用電子管類保持装置
 - (13) 各種エックス線撮影・透視撮影台
 - (14) エックス線蛍光増管装置
 - (15) エックス線用テレビジョン装置
 - (16) エックス線被曝低減装置
 - (17) エックス線自動露出制御器
- 八 理学診療用機器（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 医用サーモグラフィ装置
 - (2) 温浴療法用装置
 - (3) ホットバック装置
 - (4) パラフィン浴装置
 - (5) 冷却バック
 - (6) ベッド型マッサージ器
 - (7) 空気圧式マッサージ器
- 九 血液検査用器具（オキシメーター及び専用分析装置であつて、主たる反応系を内蔵するものに限る。）
- 十 血圧検査又は脈波検査用器具（次に掲げるものを除く。）
 - (1) アネロイド式血圧計
 - (2) 水銀柱式血圧計
 - (3) 脈波計
- 十一 尿検査又は糞便検査用器具（専用分析装置であつて、主たる反応系を内蔵するものに限る。）
- 十二 体液検査用器具（専用分析装置であつて、主たる反応系を内蔵するものに限る。）
- 十三 内臓機能検査用器具（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 心音計
 - (2) 心拍数計
 - (3) 脈拍数計
 - (4) 生体物理現象検査用センサ（健全な皮膚に接触するものに限る。）
 - (5) 心電図電話伝送装置
 - (6) 四肢電極・胸部電極（健全な皮膚に接触するものに限る。）
 - (7) ディスポーザブル電極（健全な皮膚に接触するものに限る。）
 - (8) 心電計電極用導線
 - (9) 光刺激装置（脳波記録時又は誘発反応記録時に用いるものに限る。）
 - (10) 音刺激装置（脳波記録時又は誘発反応記録時に用いるものに限る。）
 - (11) 脳波データ処理装置（病態に係る判断、評価又は診断を行う機能を有するものを除く。）
 - (12) 脳波計電極
 - (13) 生体現象データ処理装置（病態に係る判断、評価又は診断を行う機能を有するものを除く。）
 - (14) 眼振計
 - (15) 生体電気現象検査用電極（健全な皮膚に接触するものに限る。）
 - (16) 尿量モニタ
 - (17) 回転式肺活量計
 - (18) 血液ガス分析装置
 - (19) 病理検査装置

- 十四 検眼用器具（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 眼底検査機器
 - (2) 視野計
 - (3) 他覚式屈折視力検査機器
 - (4) 自覚式屈折視力検査機器
 - (5) 細隙灯顕微鏡
 - (6) 検眼レンズ
 - (7) 隅角鏡
 - 十五 聴力検査用器具
 - 十六 知覚検査又は運動機能検査用器具（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 筋電計電極（健全な皮膚に接触するものに限る。）
 - (2) 電気刺激装置用電極（健全な皮膚に接触するものに限る。）
 - (3) 平行機能計
 - (4) 運動機能検査用機器
 - (5) 歯科用咬合力（圧）計
 - (6) 歯接触分析装置
 - 十七 医療用鏡（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 生体検査用顕微鏡
 - (2) コルボスコープ
 - (3) 内視鏡用非能動処置具
 - (4) 手術用顕微鏡
 - (5) 歯鏡及び歯鏡柄
 - (6) 光源・プロセッサ装置
 - 十八 電気手術器
 - 十九 結紮器及び縫合器（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 持針器
 - (2) 縫合針（糸付きのものを除く。）
 - (3) 結紮糸輸送器
 - (4) 縫合器及び自動縫合器
 - (5) 非吸収性縫合用クリップ又はクレメン
 - (6) 動脈瘤針
 - 二十 医療用焼灼器
 - 二十一 医療用吸引器（手動式のものを除く。）
 - 二十二 気胸器及び気腹器
 - 二十三 注射針及び穿刺針（滅菌されたものに限る。）
 - 二十四 注射筒（滅菌されたものに限る。）
 - 二十五 医療用穿刺器、穿刺器及び穿孔器（滅菌されたものに限る。）
 - 二十六 医療用導管及び体液誘導管（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 金属製のもの
 - (2) 手動式バルーンカテーテル加圧器
 - (3) 気管内チューブ用スタイレット
 - 二十七 採血又は輸血用器具（真空採血管を除く。）
 - 二十八 整形用器具器械（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 運動療法用機械器具
 - (2) 骨接合用器具
 - (3) 骨接合用又は骨手術用器械
 - (4) 靱帯再建術用手術器械
 - (5) 矯正用ヘッドギア
 - (6) 矯正用チンキキャップ
 - (7) 結紮及び帯環圧接器具
 - (8) 矯正用測定器
 - (9) 頭部顔面規格写真撮影装置
 - (10) 電動式骨手術器械
 - (11) エア式骨手術器械
 - 三十三 視力補正用レンズ（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 視力補正用単焦点眼鏡レンズ
 - (2) 視力補正用多焦点眼鏡レンズ
 - (3) 視力補正用累進多焦点眼鏡レンズ
 - 三十四 補聴器（空気伝導式のものを除く。）
 - 三十五 医薬品注入器（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 手動式医薬品注入器
 - (2) 手動式医薬品散粉器
 - (3) 歯科用貼薬針
 - 三十六 家庭用電気治療器
- ### 医療用品
- 一 縫合糸
 - 二 手術用手袋及び指サック（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 歯科用手袋
 - (2) 指サック
 - 三 整形用品（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 滅菌済み手術用不織布製品
 - (2) ギプス包帯
 - (3) 骨セメント用脱気チューブ（滅菌されたものを除く。）
 - (4) 救急絆創膏
- ### 衛生用品
- 一 避妊用具
 - 二 性具